



大津市公報

平成 26 年 9 月 24 日
号外 (第 61 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則

119 大津市社会福祉審議会規則の一部を改正する規則…………… 1

規 則

大津市社会福祉審議会規則の一部を改正する規則を公布する。
平成26年9月24日

大津市長 越 直 美

大津市規則第119号

大津市社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

大津市社会福祉審議会規則（平成21年規則第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第10条」を「第8条」に改める。

第2条第4項中「含むものとされる」の次に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項及び」を加える。

第11条を第12条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条の見出しを「（審査部会の委員等）」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

審査部会（障害者福祉専門分科会審査部会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、専門分科会長が指名する。

第7条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

（審査部会の名称及び調査審議事項）

第7条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「令」という。）第3条第1項の規定により、同項の身体障害者福祉専門分科会に審査部会を置く。

2 前項の審査部会は、障害者福祉専門分科会審査部会と称するものとし、当該審査部会においては、令第3条第1項に規定する身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議に加え、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 身体障害者手帳の交付の申請に係る医師の指定及び指定の取消しに関する事項
- (2) 指定自立支援医療機関（精神通院医療に係るものを除く。）の指定及び指定の取消しに関する事項

3 第1項に規定するもののほか、次に掲げる事項について調査審議するため、児童福祉専門分科会に審査部会を置く。

- (1) 家庭的保育事業等の認可に関する事項
- (2) 保育所の設置の認可に関する事項
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する事項
- (4) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項

4 前項の審査部会は、児童福祉専門分科会就学前教育・保育施設等審査部会と称する。

第6条を削り、第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条第2項中「（民生委員審査専門分科会にあっては、委員。次項及び次条において同じ。）」を削り、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（専門分科会の委員等）

第3条 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会に専門分科会長及び副専門分科会長を置く。

3 専門分科会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員。第5項、次条第2項及び第3項並びに第5条において同じ。）の互選によって定める。

4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

- 5 副専門分科会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから専門分科会長が指名する。
- 6 副専門分科会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるとき又は専門分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。